参考資料2：
歩行者利便増進道路制度について

※歩行者利便増進道路制度の詳細については、国土交通省道路局下記ホームページもあわせて参照してください。

- ・国土交通省　道路局（ほこみち全般）　https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/index.html#event
- ・歩行者利便増進道路制度にかかる許可申請　https://www.mlit.go.jp/road/senyo/05.html
- ・歩行者利便増進道路制度の詳細説明　https://www.mlit.go.jp/road/hokomichi/pdf/s01.pdf
- ・全国初の歩行者利便増進道路の指定　https://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001413.html

道路法等の一部改正による「歩行者利便増進道路制度」の創設

国土交通省

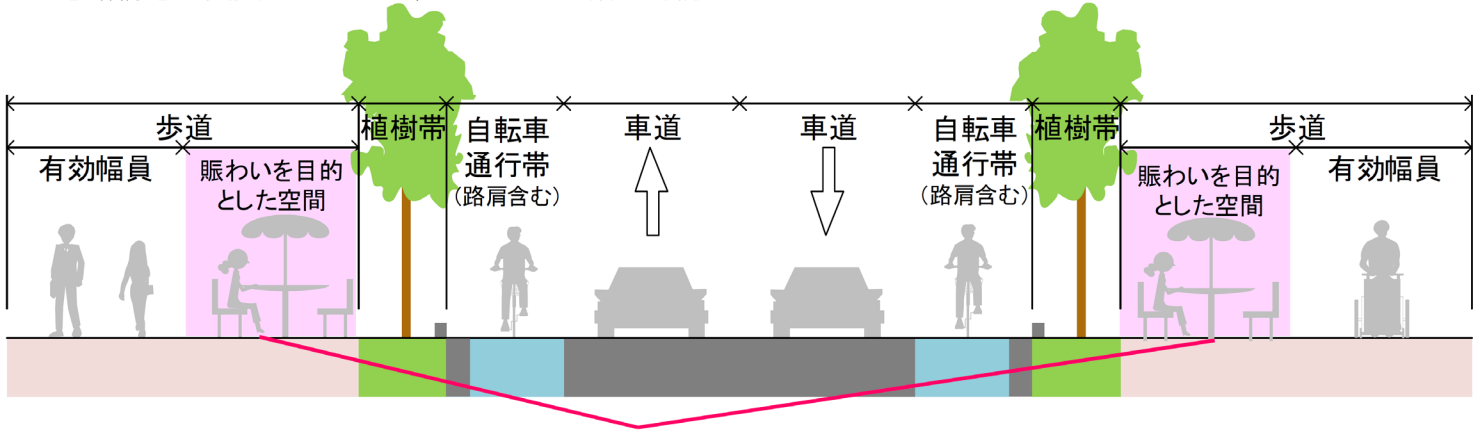
道路法等の一部を改正する法律（R2.5.27公布、R2.11.25施行）により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設。「歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）」として指定した道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を可能とする等を規定。

歩行者利便増進道路は、「地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものです。

【構造基準に関する特徴（メリット）】

・車線を減らして歩道を拡げるなどして、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を定めることが可能となります。

※道路構造の変更がなくても、ほこみちは指定可能



出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

道路法等の一部改正による新たな占用特例制度の創設

国土交通省

歩行者の利便の増進や、地域の活力の創造といった歩行者利便増進道路の目的をより効率的に達成するため、また、必要に応じて民間事業者等による歩行者利便増進施設等の整備を認めていくために、占用特例制度と公募占用制度を創設。

■占用特例制度

・歩行者利便増進道路のうち、道路管理者が歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導するための区域（利便増進誘導区域）を指定した場合、当該指定した区域内におけるこれらの施設等の占用については、占用特例を認めることとしました。

・占用特例とは、対象区域内において、無余地性の基準にとらわれず歩行者の利便増進のために必要な機能を配置することができることを意味します。

■公募占用制度

・利便増進誘導区域（特例区域）において、公募により占用者を選定することが好ましい歩行者利便増進施設等については、より歩行者の利便の増進に資するものを選定し、道路の適切な場所への設置を誘導するという観点から、複数の占用希望者からの提案を踏まえ、通常の道路占用許可（5年）より長期間（最長20年）にわたり、より積極的に占用許可を認めることができることとしました。

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

道路法等の一部改正による新たな占用特例制度の創設

国土交通省

【道路占用に関する特徴（メリット）】

・指定道路内に定めた利便増進誘導区域（特例区域）では、道路占用許可が柔軟に認められます。

⇒“無余地性”の基準が除外され、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなります。

・道路空間を活用する者（＝占用者）を公募により選定することが可能になります。

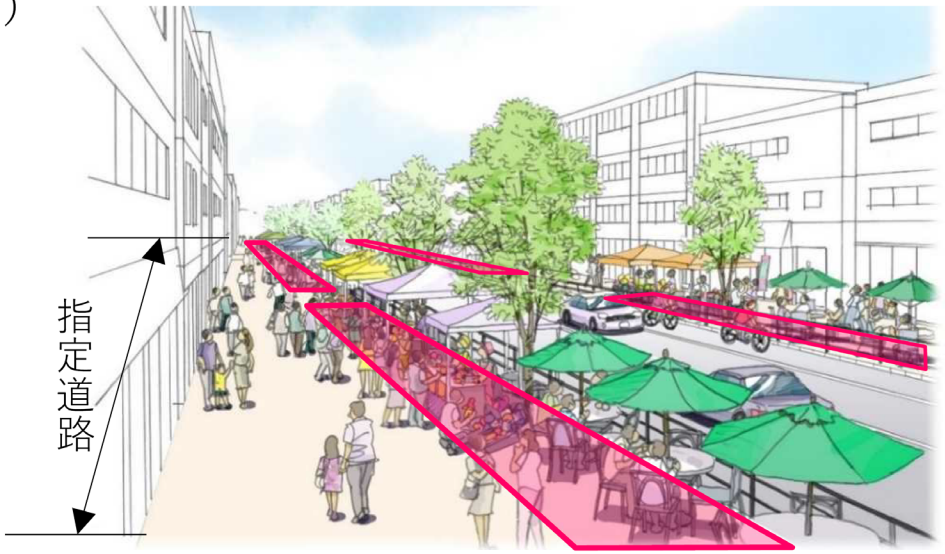
この場合には、最長20年の占用が可能となります（通常は5年）

⇒民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となります。

⇒テラス付きの飲食店など、初期投資の高い施設も参入しやすくなります。

⇒従前から占用されている場合等は、公募を行う必要はありません。

（ただし、占用期間は通常どおり）



出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

歩行者利便増進施設等の道路占用の取扱いについて

国土交通省

歩行者利便増進施設等の設置にあわせて道路維持管理への協力が行われる場合、占用料は減額されます。

歩行者利便増進施設等の設置に併せて、占用主体が道路維持管理の協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定又は道路施設への電力供給など）を行う場合、占用料の額の90％を減額するものとします。

ただし、この減額率を適用する場合、別に定める減額率は適用しないものとします。

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

（参考）歩行者利便増進施設等として認められる物件

国土交通省

歩行者利便増進施設等として認められる物件の例	道路法施行令 第16条の２
・広告塔　・ベンチ　・街灯 ・電飾、提灯、ランプ　・フラワーポット　・音響機材（スピーカーなど）	第１号、第２号 第６号イ
・看板　・標識　・旗ざお　・幕　・アーチ	第１号、第３号 第６号ハ
・食事施設　・購買施設 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）	第４号
・レンタサイクル用の自転車駐車器具	第５号
イベントのために設けられる ・露店　・商品置場　・ステージ、やぐら、観客席 （テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）	第６号ロ

※　青字は、施行令に明記されていないが、道路占用が認められ得る物件の例。
※　施行令第16条の２第１号から第５号までに規定されているものは、第６号に規定されていなくても、イベントのために設けることは可能。

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（広告塔、看板、旗ざお）

国土交通省



沿道建物と調和した広告塔（大阪府大阪市）
写真出典：日本みち研究所



デジタルサイネージ（看板）
（東京都新宿区）
写真出典：新宿区



三宮中央通りオープンカフェ看板
（兵庫県神戸市）
写真出典：神戸市、
(一財)神戸すまいまちづくり公社
広報資料



高崎まちなかオープンカフェにおける旗ざお
（群馬県高崎市）
写真出典：高崎商工会議所

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（ベンチ）

国土交通省





葺合南54号線歩道を拡幅しベンチを設置（兵庫県神戸市）
写真出典：
https://www.city.kobe.lg.jp/a55197/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/kobetoshin/toshinfaq.html



花園町通り賑わい・憩い空間づくり（愛媛県松山市）
写真出典：https://sotonoba.place/hanazonomachi-matsuyama

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（電飾・提灯・ランプ）

国土交通省



花園町通り賑わい・憩い空間づくり（愛媛県松山市）
写真出典：松山市、日本みち研究所



はこだてイルミネーションファンタジー（北海道函館市）
写真出典：
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/senyo/event/sen_even03.html

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（食事施設）

国土交通省



すわろうテラスの食事施設（北海道札幌市）
写真出典：
https://www.nomurakougei.co.jp/achievements/detail/104
https://sapporo-sokuho.com/archives/16882725.html





左）オープンカフェ1号店、右）オープンカフェ2号店
（東京都新宿区MOA4番街）
写真出典：https://www.city.shinjuku.lg.jp/seikatsu/kotsu01_001047.html

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（テーブル・椅子）

国土交通省



久屋大通（愛知県名古屋市）
写真出典：日本みち研究所



池袋・GREEN BLVD MARKET（東京都豊島区）
写真出典：https://sotonoba.place/ikebukuro_greenblvdmarket_parklet

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（テント・パラソル）

国土交通省



花園町通り賑わい・憩い空間づくり（愛媛県松山市）
写真出典：https://sotonoba.place/hanazonomachi-matsuyama



善光寺表参道地区（長野県長野市）
写真出典：長野市

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（フェンス）

国土交通省



久屋大通オープンカフェ（愛知県名古屋市）
写真出典：日本みち研究所

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（フラワーポット）

国土交通省



モア４番街オープンカフェ（東京都新宿区）
写真出典：新宿区、日本みち研究所



三宮中央通りオープンカフェ（兵庫県神戸市）
写真出典：神戸市、(一財)神戸すまいまちづくり公社広報資料



高崎まちなかオープンカフェ・コミュニティサイクル
（群馬県高崎市）
写真出典：高崎商工会議所

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

これまでに道路占用が認められた物件（自転車駐車器具）

国土交通省



歩道上のコミュニティサイクルの駐車スポット（群馬県高崎市）
写真出典：https://omakase-answer.com/blog/2013/11/taka-chari-%E9%AB%98%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%AA/



路上のパーキングメーターを撤去した駐輪場
（新潟県新潟市）
写真出典：https://www.mlit.go.jp/common/001002220.pdf

出典：令和２年度道路法改正内容説明会（国土交通省　道路局）より抜粋

歩行者利便増進道路制度の参考事例

■歩行者利便増進道路制度　１号指定（３箇所）

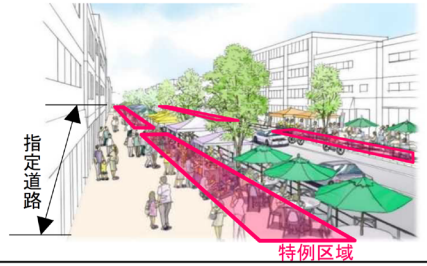
歩行者利便増進道路（ほこみち）制度について

概要

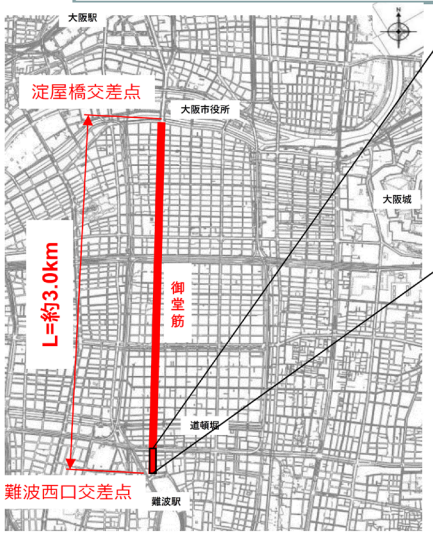
○ 地域を豊かにする歩行者中心の道路の構築のため、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を各道路管理者が指定

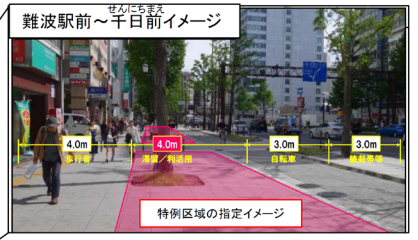
占用特例制度

- ベンチ等の施設を誘導するために指定した特例区域では、無余地性の基準を緩和し、占用がより柔軟に認められる
- 占用者を幅広く公募し、民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能に
- 公募により選定された場合には、最長20年の占用が可能
  （テラス付きの飲食店など初期投資の高い施設も参入しやすく）



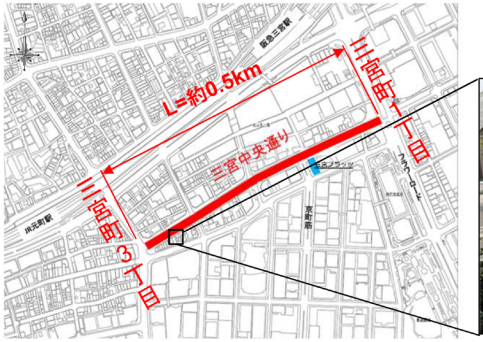
大阪市御堂筋（みどうすじ）

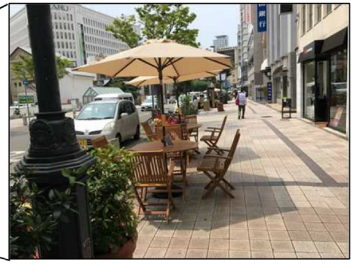




・道路管理者：大阪市
・路線名：国道25号（御堂筋）
・場　所：大阪市中央区淀屋橋交差点～難波西口交差点
・指定日：令和3年2月12日

神戸市三宮中央通り（さんのみやちゅうおう）

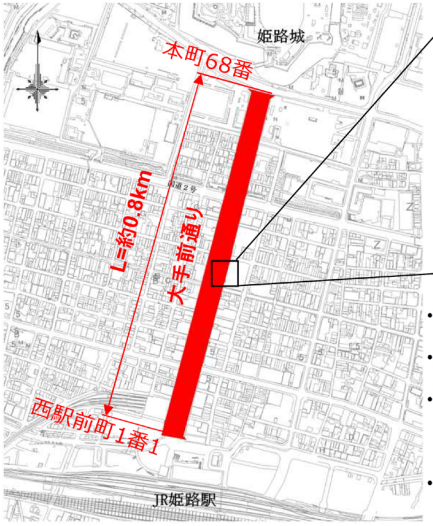




コロナ占用特例の状況

・道路管理者：神戸市
・路線名：神戸市道三宮中央通り線
・場　所：神戸市中央区三宮町（さんのみやちょう）1丁目3番９地先～3丁目1番18地先
・指定日：令和3年2月12日　　※コロナ占用特例からの移行

姫路市大手前通り（おおてまえ）





活用イメージ

・道路管理者：姫路市
・路線名：姫路市道幹第1号線
・場　所：姫路市西駅前町（にしえきまえちょう）1番1地先～本町（ほんまち）68番地先
・指定日：令和3年2月12日

出典：R3.2.12国交省道路局記者発表資料より抜粋